会　議　録　第　５　号

１．招集日時　　　平成２８年６月１０日（金）　午前１０時

１．招集場所　　　牛久市役所議場

１．出席議員　　　２２名

１番	藤　田　尚　美	君
２番	秋　山　　　泉	君
３番	尾　野　政　子	君
４番	伊　藤　裕　一	君
５番	長　田　麻　美	君
６番	山　本　伸　子	君
７番	杉　森　弘　之	君
８番	須　藤　京　子	君
９番	黒　木　のぶ子	君
１０番	甲　斐　徳之助	君
１１番	池　辺　己実夫	君
１２番	守　屋　常　雄	君
１３番	市　川　圭　一	君
１４番	小松崎　　　伸	君
１５番	石　原　幸　雄	君
１６番	遠　藤　憲　子	君
１７番	鈴　木　かずみ	君
１８番	利根川　英　雄	君
１９番	山　越　　　守	君
２０番	板　倉　　　香	君
２１番	柳　井　哲　也	君
２２番	中　根　利兵衛	君

１．欠席議員　　　なし

1．出席説明員

市長	根本洋治君
副市長	滝本昌司君
教育長	染谷郁夫君
市長公室長	吉川修貴君
経営企画部長	飯泉栄次君
総務部長	中澤勇仁君
市民部長	坂野一夫君
保健福祉部長	川上秀知君
環境部長	坂本光男君
経済部長	山岡康秀君
建設部長	八島　敏君
教育部長	川井　聡君
会計管理者	山越恵美子君
監査委員事務局長	土井　清君
農業委員会事務局長	結速武史君
経営企画部次長	吉田将巳君
総務部次長	小林和夫君
市民部次長	高谷　寿君
保健福祉部次長	藤田幸男君
保健福祉部次長	藤田　聡君
環境部次長	梶　由紀夫君
経済部次長	小川茂生君
建設部次長	岡野　稔君
建設部次長	長谷川啓一君
教育委員会次長	飯野喜行君
教育委員会次長	杉本和也君
全参事	

１．議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 　 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	中 根 敏 美 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
書 　 　 記	飯 村 　 彰 君

平成２８年第2回牛久市議会定例会

議事日程第５号

平成２８年６月１０日（金）午前１０時開会

日程第　１．議案第５２号　牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条件の一部を改正する条例について

日程第　２．議案第５３号　牛久市土地開発基金条例の一部を改正する条例について

日程第　３．議案第５４号　牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　４．議案第５５号　牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第　５．議案第５６号　牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第　６．議案第５７号　平成２８年度牛久市一般会計補正予算（第２号）

日程第　７．議案第５８号　土地取得について

日程第　８．議案第５９号　工事請負契約の変更について

日程第　９．議案第６０号　稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について

日程第１０．議案第６１号　稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について

日程第１１．議案第６３号　工事請負契約の締結について

日程第１２．議案第６４号　工事請負契約の締結について

日程第１３．議案第６５号　土地取得について

日程第１４．決議案第２号　ひたち野地区の中学校建設用地（タキイ種苗跡地）に係わる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議について

日程第１５．休会の件

午前１０時００分開議

○議長（市川圭一君）　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第６５号の１件、決議案第２号の１件及び請願第３号の１件が提出されました。なお、請願につきましては、お手元に配付のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第１、議案第５２号ないし日程第１２、議案第６４号の１２件を一括議題といたします。

――――――――――――○――――――――――――

議案第５２号　牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条件の一部を改正する条例について

議案第５３号　牛久市土地開発基金条例の一部を改正する条例について

議案第５４号　牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第５５号　牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５６号　牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第５７号　平成２８年度牛久市一般会計補正予算（第２号）

議案第５８号　土地取得について

議案第５９号　工事請負契約の変更について

議案第６０号　稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について

議案第６１号　稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について

議案第６３号　工事請負契約の締結について

議案第６４号　工事請負契約の締結について

○議長（市川圭一君）　これより議案第５２号ないし議案第６１号、議案第６３号及び議案第６４号の１２件について、順次質疑を許します。

質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるようお願いいたします。

また、答弁に際しては、的確かつ簡素明瞭にされるようにお願いいたします。

なお、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますよ

うお願いを申し上げます。

　初めに、議案第５２号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第５２号についての質疑を終結いたします。

　次に、議案第５３号についての質疑を許します。１５番石原幸雄君。

○１５番（石原幸雄君）　５３号議案について、５点確認の意味を含めてお尋ねをいたしたいと存じます。

　まず第１点目でございますが、第７条中「基金に属する現金の一部を処分する」というふうに記載がございますが、これは現時点で具体的に使途というものは決まっているのかどうか。もし決まっているのであれば、どういう使い道をするのかということと、その使途の金額は幾らぐらいを考えているのかということについてお尋ねをいたします。

　次に、第２点目といたしまして、平成１５年度から２６年度までの間について、この土地開発基金を用いて購入された土地は、全体で何筆で、総面積はどのぐらいであるのか。それから、その総金額は幾らであるのかということをお尋ねいたします。

　そして、第３点目でございますが、そのうち事業化されなかったもの、要するに未使用の状態のままのものは何筆で、総面積はどれぐらいあるのか。また、その総金額は幾らになっているのかということをお尋ねいたします。

　それから、第４点目といたしまして、未使用の土地について以前、市長は精査をしているんだというふうに議場でも答弁をされておられましたが、その精査についての公表はいつぐらいになるということなのかお尋ねをいたします。

　それから、最後に第５点目でございますが、この土地開発基金条例を廃止するお考えがないのかどうかお尋ねをいたします。

　以上であります。

○議長（市川圭一君）　経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君）　石原議員の御質問にお答えします。

　まず、現金の一部の取り崩した部分の使途と金額なんですけれども、これにつきましては現時点ではまだ確定はしておりません。

　それと、１５年から２６年までの基金で取得した土地の筆数と面積、金額なんですけれども、申しわけございせん、これにつきましては後ほど資料を提出したいと思います。

　それと、３問目の事業化されなかった土地ですね。これにつきましても、同様で、申しわけございませんが、お願いいたします。

　それと、未使用土地の精査の公表時期ということなんですけれども、これにつきましては現

時点で明確にいつということは決まっておりませんので、公表できる時期が来ましたら公表させていただきたいと思っております。

それと、土地開発基金についての廃止ということなんですけれども、現時点でその考えはございません。やはり基金の場合、土地開発基金で持っているということで、機動性とかそういったものを考えますと、やはり土地開発基金があったほうがいいという考えですので、現時点での廃止というのは考えておりません。

以上です。

○議長（市川圭一君）　石原幸雄君。

○１５番（石原幸雄君）　ただいまの答弁でありますと、第１点目の私の質疑に対しましては、まだ未確定であるというふうな答弁でありましたが、であるとすればなぜこのような条例を出してきたのか、その理由についてもう少し具体的に御説明を願いたいと存じます。

それから、４点目の質疑でございますが、精査しているが今のところまだその時期については未確定であるという答弁でありましたが、今年度中に公表できるのかどうか、確認の意味で再度のお尋ねをいたします。

それから、最後の本条例の廃止については今のところ考えてはいないということでありましたが、それであれば公共用地先行取得事業特別会計というものの活用というものを考えていないのかどうか、あわせて確認の意味で再度のお尋ねをいたします。これは、最後のことについては、市長にお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（市川圭一君）　経営企画部部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君）　再度の御質問にお答えいたします。

使途が決まっていないという理由なんですけれども、ただ今後、大きな事業が予定されております。例えば、ひたち野地区の中学校の建設、それとクリーンセンターの延命化、そういったものもございますので、そういったところに充当されるということは十分考えられます。

それと、公表時期につきましては、なるべく早い間で、でき次第、公表したいと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君）　市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君）　土地開発基金については、今５億円程度でございます。この前も職員と話したところでございますが、５億円は必要ないだろうと。仮に必要であれば、４億円ぐらいあれば十分にこれからいろんな対応ができる。なぜ廃止しないかということを言いますと、例えばの話ですが、ひたち野中学校あたりがもし調整区域とかそういうのになった場合、その開発なんかに充ててもいいんじゃないかと。これは、皆さんにまた御相談するところでございますが、いろんな開発をするときにもいろんな資金が必要でございましょうということのいろ

いろ含みがございます。

また、これからのその土地の活用でございますが、私も見るとおり、かつてその当時は目的があったらしいんですが、その目的を遂行していない土地がまだ数多くあります。それは、もう二、三年たっても着工されないということは、その当時のそういう土地の取得に対する目的に若干の甘さがあったんじゃないかと。ですから、それに関しては処分し、これから例えば幼稚園、それから中学校、それから今度は国体もございます。そして、奥野地区の学校の問題、水道とかいろいろございます。それに対しても少しずつ手当てするのが、私は有効な財産の道だと思っております。以上でございます。

○議長（市川圭一君）　ほかにありませんか。７番杉森弘之君。

○７番（杉森弘之君）　議案５３号について質問いたします。

市長説明によれば、本件は土地開発基金で保有している現金を一般会計に繰り入れることで、施設整備の財源とすること等を可能にするため改正するものであります、とあります。私は、土地開発基金で保有している現金を一般会計に繰り入れることで、土地開発基金そのものを縮小するということについての考え方については、賛成の立場であるわけですけれども、質問の第１は、この改正は土地開発基金そのものを縮小していくという基本的な考えというものを持っての上のことなのかどうなのかということであります。と申しますのは、改正案の第７条には「基金の運用を妨げない限度において」という規定があります。とすると、それはまだ土地開発基金を必要に応じてまたふやして、前市長のときのようにとは言いませんけれども、拡大をしていくということもあり得るということなのかどうなのか、その点について質問をいたします。

もう一つ、質問のことですけれども、先ほど同僚議員から土地開発基金の廃止について質問がありましたが、廃止は考えていないということなのですが、廃止について検討をするという考え方は全くないのかどうかお聞きしたいと思います。

これについては、この間、議会でも何度も議論をしてきたことであります。公共用地の取得に際して、茨城県を初め全国各地の自治体でこの土地開発基金条例を廃止または凍結が進んでいるということは、周知のとおりであります。なぜそれが進んでいるのかというと、そもそもこの土地開発基金というのは高度経済成長の時代に生まれたものであります。土地の継続的な上昇が続き、公有地を確保するために先行取得することを意図するものであった。これが主な狙いでありました。しかし、社会情勢が大きく変化をして、近年の地価の継続的な下落傾向、もう一方で大規模な公共用地の取得がほぼ終了した。こういったことで、この開発基金の存在意義というものが薄れてきていたということが大きな理由であったというふうに思います。

ですから、この議会においても一度この土地開発基金という制度というものを廃止する条例

を決めたわけであります。しかし、前市長が再議にかけると、前代未聞の行為を行って存続をさせてしまったというのが、このいわくつきの土地開発基金でございます。前市長の時代には、この土地開発基金の存在意義が薄れてきていたという時代にもかかわらず、この土地開発基金を使って大量の土地を購入する。そして、その結果がどうなったか。土地の塩漬けあるいは土地の評価損、こういったものを発生させているのであります。

そして、茨城県あるいは埼玉県などがこの土地開発基金の廃止の理由として挙げているもう一つ大きな理由というものは、土地開発基金というそのものが二元代表制という地方自治の本旨から考えてふさわしくない。どうしてか。それは、議会の承認を受けずに用地を取得する、こういう制度であるということから廃止に向かったという経緯がございます。高度経済成長のときには、そういった理由があったのである程度やむを得ない、こういうことが百歩譲ってあったにしても、今もう時代が違うわけです。二元代表制の観点からいって、これが存在しなければならないという理由というものにもならないというふうに思います。

実際に、池邉前市長の時代に総合計画に位置づけられていないような事業をその場しのぎの理屈をつけて、土地開発基金で土地を購入してきたという事実がございます。この市役所の前のつくば銀行跡地ですか。あれは何と言ったのか、何のために買うと言ったのか。ボランティアセンターにすると言って買ったわけです。それが今、駐車場。駐車場も活用されていないようですけれども。ヤオコー跡地隣の家屋、これは何のために買うと言ったのか。子育て広場だったというふうに思います。これも今は塩漬けのままでございます。こういった二元代表制の地方自治の本旨にもとるもの、これを本旨に立ち返り、さらに無理、むら、無駄のない市政を運営するためにも廃止を考えていくべきではないかというふうに思いますけれども、廃止について検討するというお考えがないのかどうかお聞きいたします。

〇議長（市川圭一君）　市長根本洋治君。

〇市長（根本洋治君）　この土地開発基金に対しては、いろんな御意見があったものと思います。ただ、牛久の現状としては、例えば一つの話、イズミヤがございます。イズミヤについてもこれからどうなるかわからない、そのときに仮に牛久市が一時的なそういうものの建てかえをするときにも必要になってくるかもしれない。というのは、それを基金から一般会計に入れまして、一般会計から支出する、そのようなことが一つの今回の条例のことでございます。

ですから、そういうものの、また先ほど言ったように中学校の近くの、これから猫穴地区で開発するときにも何かしらのそういう財源が必要となるときもあるかもしれない。やはり、まだ牛久はこれからの状況によってはさまざまな開発をする場面もまだあります。そういうまだ土地柄でもありますし、ですから私も議員のおっしゃるとおりその趣旨はわかりますが、もう少しこの土地開発基金なるものを置いて、それでその現場に合わせたスピーディーな、そして

対応の仕方も牛久にはまだまだ必要なのかなということでございます。

ただ、私はそのようなときは皆さんに全てお知らせして、目的をはっきりして、こういうことをしますということをここではっきりとまたお伝えします。どういうことに使うか。

以上でございます。

○議長（市川圭一君）　経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君）　今回の処分ができるという条例の改正につきまして、縮小化ということなんですけれども、縮小とか拡大とかということではなくて、土地を基金で持っている、保有している土地を売却して、そのお金を一般会計として使える、そういった形にするということで御理解いただければと思います。

○議長（市川圭一君）　７番杉森弘之君。

○７番（杉森弘之君）　機動的に運営をするという市長のお考えについて反対するつもりはありませんけれども、それと同時に二元代表制の本旨に基づいて行っていく、このことも大変重要なことだろうと思います。ですから、土地開発基金がどうしてもなければならないものなのかどうなのか、そのことについてもよくこれから検討していく必要のあることではないかというふうに思います。このことは、特に質問ということではなく、意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君）　ほかにありませんか。１８番利根川英雄君。

○１８番（利根川英雄君）　まず、現在の土地開発基金の第５条、６条ですね。これに関係して、この７条というのはどう違うのか。５条は繰りかえ運用ですね。それで、６条については運用収益金の整理ということですが、現在ある土地開発基金、いわゆる５億円ぐらいですか。これは、ほとんど収益金になるんじゃないかというふうに思うんですが、この５条、６条、そしてまた新たにつけ加えようとしている７条の違いはどのようなものなのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君）　質問は、一問一答じゃないです。ああ、まだあるんですね。（「そうそう」の声あり）じゃあ、利根川英雄君。

○１８番（利根川英雄君）　その必要性という問題なんですが、市長、部長等がるる申されたんですが、実際に池邉前市長の前にどれほどこの土地開発基金を使わなければならない事業があったのかということは、当然精査されて答弁をされているというふうに思うんですが、その点について確認をいたします。

それと、先ほど出ました公共用地先行取得特別会計ですね。これはまだ以前の質問の中で、特別会計としては使われていないけれども残っていて、使用できるというふうな状況だったと思うんですが、池邉前市政３期１２年ですか、総合計画はつくったけれども、実施計画はつく

っていないんですよね。実施計画というのは、総合計画、基本計画に基づいて３カ年において実施計画をつくる。これが総合計画の基本ですよ。ところが、前市長はそういったことを、先ほど多少触れていましたけれども、実施計画をつくらないでその場しのぎの開発をやってきた。だから、土地開発基金が必要だったんです。実施計画を今後立てていけば、土地開発基金というものは私は必要なくなるというふうに思います。

３年間の計画、例えば市長が言われたこれから中学の話云々のこと、計画を立てていけば緊急に買わなければならない土地なんていうものは、現在の牛久市政の状況の中で考えられないですね。緊急事態というのは、天変地異の問題ですよね。道路陥没だとか地震によって公共施設が崩壊したとかというときには、ある程度の土地開発基金を使いながら、用地を取得しながらということは考えられます。しかし、これまでの牛久市政の中で土地開発基金を使わなければならなかったというものは、池邉市政、その前の状況からいって、私は皆無だったというふうに思います。

その実施計画をまず立てて、そして計画的に財政運営をしていくという方向に行かなければ、この土地開発基金というのは前市長と同じような形で使われる可能性があるわけです。この点について、実施計画及び公共用地先行取得特別会計ですね。これらの運用についてどのように考えているのかをお尋ねします。

○議長（市川圭一君）　財政課長山﨑　裕君。

○財政課長（山﨑　裕君）　利根川議員の御質問にお答えします。

繰りかえ運用についてでございます。こちらは、基金を減らすものではございません。一般会計等で一時的に現金がなくなった際に、一時的に歳入歳出現金に繰りかえて運用するという形で、必ずまた基金に戻してもらうという形で予算を通さずに使うという形になります。

６条にあります運用基金、こちらについては売却益また運用で生じる利子、こちらについて一般会計、今もやっていますけれども、歳入予算に計上してこちらの基金に積み立てるというもので、この基金の処分、金額を減らすという内容ではございません。

以上です。

○議長（市川圭一君）　あと２点あったと思うんですが。経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君）　土地開発基金で持っている土地の精査ということなんですけれども、これは先ほど石原議員にお答えしたのと同じような形になります。

以上です。

それと、実施計画のほうなんですけれども、実施計画については今後作成していく考えでおります。

以上です。

○１８番（利根川英雄君）　この必要性の問題について前大野喜男市政、そして正雄市政のときの土地開発基金の使い方、それと前池邉市長との土地開発基金の使い方、そういったものを精査して今回こういった形でやるというふうに思うんですけれども、こういった検討をされたのかどうか。

○議長（市川圭一君）　あれですか。根本市長にかわられて、新しくということですよね。副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君）　じゃあ、私のほうから御答弁させていただきます。

土地開発基金でございますが、その精査、今までの歴代市長の使い方の精査ということでございますけれども、中身そのものにつきましては必要性があって購入してきたというのが現実的な問題だと思います。ただ、結果として今おっしゃっておりますような事業になっていない部分、そういう土地もございますのも確かでございます。

現時点で土地開発基金の中にある土地を見てみますと、国庫補助、例えば街路等何年もかけて整備していくものがあると思うんですけれども、その街路等の土地を購入する際に、期間が長いですので、公共用地先行取得特別会計で計画的に購入していくという方法もございます。しかし、その計画的な購入方法を外れて、例えば３年先を予定しているところの土地をその地権者の方の事情によりまして、もう線は引いてあるわけですから、そこに道路が通ることになっているわけです。その土地を購入して、先買いして、これは土地開発基金で買います。その買った結果としてその時期、購入する時期、要するに国庫補助金がつく時期に買い戻して、国庫補助金をもらうというような使い方の土地は、現在確実に土地開発基金にございます。ですので、今すぐ廃止ということにはちょっとできない状況となっております。

今後の話ですけれども、そういったものがない限りにおいては、土地開発基金の必要性というものはだんだん薄れてきているというふうには認識しております。

以上です。

○議長（市川圭一君）　利根川英雄君。

○１８番（利根川英雄君）　それでは、第６条の収益ですね。現在の土地開発基金で所有している現金の中で、収益はどのくらいあったのかということですね。これについて、これは第７条をつくるということであれば、そういった計算も当然しているわけですよね。そしてまた、この土地開発基金にいろいろ一般会計から入れているわけですよね。そういった関係からいけば、繰りかえ運用だとか収益、運用益金の整理等含めて一般会計から入れたものは一般会計に戻すことも可能ではないんですか。そこら辺のところは、もう一回、土地開発基金に繰り入れたものは一般会計に戻せないというような何か条例を含め法律等があるのかどうか、これを確認いたします。

それと、今副市長のほうから言われました云々の話、あれは前市長の話ですよ、それは。道路拡幅だとか云々の話は、今すぐやらなければならないということはないだろう。それはもう、どこどこのところを拡幅しなければならないといったら、それは何カ年かの計画に応じてやるものでしょう。結局、いろんなところ、知らない間にいっぱい道路が広くなったりしたりなんかやっていますけれども、問題として先ほどから言っている、実施計画を持たないから、前市政12年間、実施計画を持っていないんですよ。だから、こういった土地開発基金を使わなければならない財政運営になっちゃっているこの悪循環を、何にしろ変えなくてはならないんですよ。それは、ぜひ早急にやっていただきたいと。

例えば、大きな土地を買う場合、学校もそうだし、ごみ処理場もそうだし、図書館もそうだし、私、これを土地開発基金で買ったというふうにはちょっと記憶にはない。土地開発基金で買うとあれに載ってこないですからね、どうなるかわからないんですが、大きな事業においてはほとんどが公共用地の先行取得でやられてきて、実施計画に基づいて計画的にやってきているんですよね。前市長みたいなやり方、場当たり的な財政運営、どんぶり勘定の財政運営なんかするべきじゃないし、ですからこの近辺の議会に比べても牛久の補正予算というのは非常に回数が多かったですよね。こういったことは、やっぱり新しい市長になり、早急に変えていくべきだし、財政運営等も変えていくべきです。

したがって、この土地開発基金は一般会計に繰り入れる、私自身も即廃止というあれもないですが、ただこれまでの財政運営を変えるためには、積極的に実施計画を立て、そして公共用地の先行取得特別会計を使いながら、土地開発基金を使わない方向に方向転換をするようにすべきだというふうに思うんですが、今回の市長並びに部長の答弁では、どうも前市長と同じようなやり方をやるんじゃないかというふうに危惧しております。再度、この点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君）　市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君）　一種の運営、私は、自分は自分なりのそういう土地開発基金に対してのポリシーは持っているつもりでございます。また、先ほど収益性ということを考えられましたけれども、例えば、あそこのヨネミツさん、あそこは３，２００万円で買って、それであそこの建物の内装を変える。そうしたらば、やっぱり２，０００万円から３，０００万円もかかるということで、これはもうそういう改装するものではないと、処分したほうが価値は出ないんじゃないかと。赤字です。例えば、今牛久市役所の前の土地も今は駐車場も何も使っていませんけれども、あります。どうもあの当時の相場では売れないというような、宅建協会の方から聞いております。ですから、仮に処分したときもその買った当時の利益は、まず総トータルした場合はマイナスになると私は思います。それでも、やっぱりある程度は、処分できるもの

は処分して、それで今の欲しいものに変えていく。例えば、補助金をもらった土地がございます。例えば、東部出張所の防災広場、約６，０００平米ございますが、あそこもいろんな補助金をもらってありますけれども、私は補助金を返しても、だったらあそこを何かに利用したいという人があれば、私はそれでもいいのかなということで考えます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君）　財政課長山﨑　裕君。

○財政課長（山﨑　裕君）　それでは、基金からの収入益について、金額について答弁申し上げます。

基金のほう、定期預金に積んでいまして、こちらの利子収入、概算です。約７万円となります。こちらについては、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てております。

もう一つが、土地の売却益、２７年度に市道２３号線、こちらの代替地ということで処分しております。金額につきましては１，４５２万６，０２５円、こちらの収益は一般会計の収入として計上されております。

もう１点、子育て広場関係で６万７，４０２円、こちらも同じように財産収入として一般会計のほうに収入されております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君）　よろしいですか。答弁漏れ。見直すという点ですかね、２番目の。

○１８番（利根川英雄君）　土地開発基金に一般会計から繰り入れたことも何度かあるでしょう。そういったものを繰り戻しできないのかというふうなこと。それ、何か法律で決まっているのかどうか。

○議長（市川圭一君）　答弁を求めます。財政課長山﨑　裕君。

○財政課長（山﨑　裕君）　基金の繰りかえ運用の件でございます。済みませんでした。

自治法の中で、市の条例で定めて、期間また利子をつけるかどうか、それを定めて運用すれば可能ということがうたっております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第５３号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５４号についての質疑を許します。１６番遠藤憲子君。

○１６番（遠藤憲子君）　それでは、議案５４号について質問をいたします。

県の所得制限の改正で今回の条例改正ということですが、県の所得制限、幾らが幾らに改正になるのか。それと、対象者ですね。それと、市への影響額を伺います。

○議長（市川圭一君）　保健福祉部次長藤田　聡君。

○保健福祉部次長（藤田　聡君）　私のほうからお答えいたします。

まず、県のほうの所得額、現行、今まで３９３万円プラス扶養人数掛ける３０万円、これがこの１０月１日からということで、６２２万円プラス扶養人数掛ける３８万円ということで、所得制限が緩和されるということが、まず一つでございます。

それから、対象者の変化なんですけれども、これは妊産婦と小児ということで緩和されますので、妊産婦、これは３月末現在の受給者数でございますけれども、４００人のうちこの所得制限以下の人数が６３人ふえまして３８７人になるということでございます。中学生までの小児ですけれども、１万１，２２４人のうち、中学生については入院に限りますけれども、所得制限以下の人数が２，８２７人ふえて１万３２４人になるということでございます。

その影響額でございます。こちらは、この所得制限緩和を受けまして合計で７，３３１万６，０００円、これが今までは市の単独事業になっていたわけなんですけれども、県のほうに移行するということで、これは県と市の２分の１の共同事業になりますので、この２分の１、ですから３，６６５万８，０００円、この分が、市の持ち出しが県のほうに移行するということで、影響額としてはこの額になるということでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君）　遠藤憲子君。

○１６番（遠藤憲子君）　今の御答弁ですと、市の負担が減るというふうに理解をすることなんですが、県では妊産婦以外の医療につきましては助成をしておりません。その分を市のほうで負担をしているということも決算のところからわかります。実際、今この金額が、市の負担が減るということでは、県の事業であります障害者以外の自己負担ですね。例えば、外来では１回６００円、月２回まで、そしてまた入院については３００円、それから上限３，０００円自己負担があるんですが、このようなことで軽減ということが県の事業でありますが、そういうものにやっぱり充てるように県のほうに働きかけるというような考えについて伺います。

それと、妊産婦の対象外の疾病ということでは、非常にやっぱり負担があるということですが、この辺の改善などは今回行われるのかどうか、その辺を伺います。

○議長（市川圭一君）　保健福祉部次長藤田　聡君。

○保健福祉部次長（藤田　聡君）　お答えいたします。

平成２７年度におけるマル福の自己負担額の見込みですけれども、妊産婦、中学生までの小児、それから母子父子家庭を合わせまして約７，６８８万円と見込んでおります。これは、適正受診の観点からマル福の自己負担というものを今のところ、撤廃する予定というのはございません。

それと、妊産婦の内容なんですけれども、こちらは内容の変化というのはございません。今までどおりでございます。以上です。

○議長（市川圭一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第５４号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５５号についての質疑を許します。１７番鈴木かずみ君。

○１７番（鈴木かずみ君）　議案第５５号ですね。家庭的保育事業等のことなんですが、ここで言う小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所ということなんですけれども、この２ケースについてのそれぞれの規模について伺います。

それから、市内に何カ所あるのか、ないのかということですね。

それから、これが許可制なのかどうなのか。設置のときの状況について伺います。

○議長（市川圭一君）　保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君）　お答えいたします。

この小規模保育施設の規模でございますが、利用定員が１９人以下の規模でございます。

それと、市内のほうには、今のところ該当施設はございません。

○議長（市川圭一君）　もう一度、質問をお願いいたします。

○１７番（鈴木かずみ君）　市内の状況のところがよく聞き取れなかったんです。

○議長（市川圭一君）　保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君）　失礼いたしました。

今のこちらの該当の施設というのは、市内にはございません。

○議長（市川圭一君）　鈴木かずみ君。

○１７番（鈴木かずみ君）　あと、許可ということがあるのかどうかということを聞いていたんですけれども、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、今後の可能性ですね。要するに、設置するときに認可保育所とかでしたら、その許可とかがありますよね。こういう小規模の場合とか事業所内の保育所ということは、市とか県とかの許可とかそういうものが必要になってくるのかどうかということですね。そういう経過のもとで設置されているのかどうか。

そして、今現在ないということですけれども、今後そういう可能性が出てくることもあるのではないかというふうに思うんですが、その点について。

○議長（市川圭一君）　保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君）　お答えいたします。

こちらの小規模保育等に関しましては、市の認可となりますので、今後必要があればその事

業所からの申請に応じて認可していくような形になります。

可能性ということにつきましては、現在保育園のほうでも待機児童が出ている状況がございますので、牛久市においても今後必要になってくる可能性がございます。

以上です。

○議長（市川圭一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第５５号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５６号についての質疑を許します。１６番遠藤憲子君。

○１６番（遠藤憲子君）　それでは、議案５６号について質問をいたします。

今回、地方税法の改正により賦課限度額が国保税、変更されるということなんですが、市長の提案説明のところで引き上げにより７００万円の増収、そしてまた軽減措置により９０万円の減収という説明がありました。そして、差し引き６７７万円の増収の見込みということなんですが、もう少し詳しくこの課税限度額の対象の所得階層、その辺を伺いたいと思います。医療、後期高齢、介護、納付。それと５割、２割の軽減がありますが、その辺についても伺います。

○議長（市川圭一君）　保健福祉部次長藤田　聡君。

○保健福祉部次長（藤田　聡君）　お答えいたします。

この限度額に達する所得ということでございますけれども、単身世帯で固定資産税なしという場合ということで、医療分としまして所得で９２６万円、後期の支援分としまして所得で１，２３３万円、介護分としまして１，７３５万円となってございます。

○議長（市川圭一君）　保健福祉部次長藤田　聡君。

○保健福祉部次長（藤田　聡君）　失礼しました。

軽減のほうでございます。こちらは、４０歳の夫婦で子供１人、夫の給与収入のみという場合でございますけれども、７割軽減というのは、これは改正がありませんので、これは変化はありません。５割軽減に該当する場合は、給与収入で１８６万円以下ということで２万円の拡大。２割軽減の場合ですけれども、給与収入で２７８万円以下、これは４万円の拡大というふうになってございます。

以上です。

○議長（市川圭一君）　遠藤憲子君。

○１６番（遠藤憲子君）　今、所得階層、ちょっと対象人数をお聞きするのを忘れてしまったので、その辺についても御答弁をお願いします。

それと、今単身で固定資産なしで医療分、そして後期高齢、それから介護で、かなりの所得

の階層の金額が出されました。しかし、これは固定資産税がなしの場合であって、例えば持ち家の方たちのところにも当然かかってくるわけなんですが、その辺もう少し詳しくこの辺を伺いたいと思います。

それと、今回これは全国的な改正になってはいるわけなんですが、高度な高額なこのような負担を被保険者に毎年強いるものだと思います。それに比べまして、軽減策というのがわずかしかされないという中、このことはやっぱり今、国保税が高くて払えないという世帯の方々が多いし、そのことが滞納にもつながっている状況というところでは、この状況の改善ということが大変難しい状況が続くんじゃないかと思います。そうしますと、やはり国保税の減免というのが、法定減免があります。しかし、市独自の減免条例、こういうこともやっぱり今後考えていかなくてはならないんではないかと思います。

６７７万円、今回の改正によってふえるということにつきましては、やはりそういうところに当然やっていくべきではないかというふうに考えます。

それと、やはり２０１８年に国保の都道府県化、このことがやっぱり当然、もう既に計画をされております。そうなりますと、今回のやはり改正によりましてますます負担がふえていく、そのことではやっぱり国の負担額をふやしていくということなしには、やはり国保財政を今後も守っていくということができないと思いますので、国に対してそういうような要望を出していく考えがあるのかどうか、その辺を伺います。

○議長（市川圭一君）　保健福祉部次長藤田　聡君。

○保健福祉部次長（藤田　聡君）　お答えいたします。

まず、対象者でございます。限度額、超過の世帯数ということになりますけれども、医療分としましては１２世帯減りまして２３８世帯、後期支援分で２７世帯減で１８３世帯、介護分では、これは増減ありません。合計で、３９世帯減で４５５世帯となってございます。

それと、先ほどの計算の中で持ち家の場合という御質問がございました。こちらは、済みません。ちょっといろんなパターンがありますので、今ちょっと計算はしていないもんですから、済みませんけれどもよろしくお願いします。

それと、減免の条例ということなんですけれども、こちらも先ほど議員さんの御質問にもありましたとおり、平成３０年度に県のほうの共同化ということになります。そちらも見据えまして、そのあたり、先ほど最後の質問に「国に対して要望は」というのもありましたけれども、その辺も含めましてその辺を見据えた中でいろいろ検討していきたいというふうに思ってございます。

以上です。

○議長（市川圭一君）　答弁漏れですか。

○１６番（遠藤憲子君）　市の独自の減免条例は考えていないということですか。その辺が。

○議長（市川圭一君）　保健福祉部次長藤田　聡君。

○保健福祉部次長（藤田　聡君）　済みませんでした。

市独自の減免条例なんですけれども、これも先ほどの平成３０年の県との共同化ということもございます。そういうものも見据えた中での話になってくると思いますので、今のところちょっと考えてはいないというお答えになってしまいます。

以上です。

○議長（市川圭一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第５６号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５７号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第５７号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５８号についての質疑を許します。１５番石原幸雄君。

○１５番（石原幸雄君）　５８号議案について、５点確認の意味でお尋ねをいたします。

まず、この議案でございますが、なぜこの提出時期が今になったのか。なぜ今であるのか、その背景や理由についてお尋ねをいたします。

次に、第２点目といたしまして、当然土地の鑑定というものを行っておられるであろうと思いますが、その鑑定の時期及びどこの何という業者に鑑定を依頼したのかお示しを願いたいと存じます。

それから、３点目といたしまして、この配られた資料の位置図で見ますと、１６メートル道路に面していない部分が位置図から見てとれますけれども、その部分も含めて南西部分あるいは西側というふうに用地を拡大するお考えがないのかどうかをお尋ねします。

それから、４点目といたしまして、登記簿等の資料で確認をしてみますと、土地の権利者が公職についてから購入した土地がこの中にあるようでございますけれども、都市計画というものがあるということをわかっていながら購入していたのだというふうに思えますので、それは極めて問題ではないのですかというような意見が私のところにも寄せられております。この点については、これは市長にちょっと確認を求めたいと思いますが、そういうことについて市長はどういうふうにお考えであるのかということが４点目。

それから、最後に５点目でございますが、先ほどの３点目の質問と若干重複するかもしれませんが、当該地を今回購入したいというこの当該地を除いて、この事業の目的というものを達することができないのかどうか、その点について確認を求めます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君）　建設部次長岡野　稔君。

○建設部次長（岡野　稔君）　今の御質問に対して、まずなぜ時期が今になっているのかというところでございますが、その背景というところでございますけれども、当初この土地に関しまして所有者の方に売買というお話をさせていただいたようなんですが、そのときに所有者の方から売買ではなくて借地でということのお申し入れがあったようでして、昨今になりましてその部分で所有者の方から売買してもいいよというようなお話を受けたということで、今の時期になったというふうに聞いております。

それと、２点目の不動産鑑定につきましては、一応不動産鑑定をしております。会社は山本不動産鑑定事務所というところになります。鑑定の時期につきましては、２５年の３月１３日に鑑定の報告を受けております。

それと、済みません、最後の問題のところで当該土地を除いて目的を達せられないのかというところでございますが、この部分について、まず当該土地を取得せずに公園は完成できないのかということになるかと思いますが、公園の計画において園路などの公園施設ですとか雨水の排水施設の整備に必要な用地ということで、雨水調整機能、自然環境の保全など諸条件を踏まえて、都市計画法に基づきながら公園区域としての土地利用、都市計画決定をしているということから、用地を取得した上で決定に基づく公園を整備するという意味で、この土地、ここを除いて整備するということは、ちょっと難しいのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（市川圭一君）　建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　私のほうから、先ほどの不動産鑑定につきましてちょっと補足をさせていただきたいと思います。田宮西近隣公園につきましては、これまでも用地のほうを取得してまいりました。用地取得、平成２２年度から実施をしてまいりました。その際、事業初年度ですね、２２年８月に不動産鑑定をかけまして、一番当初にかけまして、毎年年度ごとに時点修正をかけて単価を修正してきているというような方法で実施をしてきております。

以上です。

○議長（市川圭一君）　あと２点ですね。用地の拡大。建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　田宮西近隣公園の用地の拡大についての考えということでございますけれども、平成２２年にこの田宮西近隣公園につきまして都市計画決定をしてございます。まだ現在、整備のほうを進めている状況でございまして、現在のところ拡大等の考えは持っておりません。

以上です。

○議長（市川圭一君）　市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君）　私のほうから、この土地取得の件についてはちょっと私も把握していませんので、この場でお答えするのは差し控えたいと思いますが、私がそのような状況になったときは、出しはしません。

それから、この西口の公園でございますが、私が就任したときに早速補正が上がってきまして、これはもう決まっていますからこれをしますという話で、約数億円のあそこは道路をつくり、そして街灯をつくり、トイレをつくり、駐車場をつくりと話がございました。

しかし、ここにどういう人が来るのという話になりまして、ここにそういう公園はふさわしくない。ただ、公園としてのやっぱり今までの補助経過がありますので、公園の体をなすためには山の中に人が歩けるぐらいの道をつくればいいんじゃないのという話でございました。それで、一応その公園の体をなすということで公園の事業を一応終結ということで、私は指示したところでございます。

○議長（市川圭一君）　石原幸雄君。

○１５番（石原幸雄君）　それでは、再度のお尋ねをいたします。

鑑定業者なんですが、たしか御答弁をいただいた業者は、間違いがなければ小坂城址の鑑定をした業者の一つになっているんじゃないかなというふうに記憶をしてございますが、もしそうだとすれば、私はこの業者の鑑定というものは、いろいろ意見を言う人がいますけれども、ちょっと疑問に感じる部分もございますので、この鑑定について再鑑定を別の業者にお願いをする考えがないのかどうか確認の意味でお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君）　建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　鑑定についてお答えをします。

先ほど１回目の答弁の中で、鑑定を山本不動産鑑定ということで御答弁のほうをさせていただきましたけれども、そちらの分については訂正をさせていただきたいと思います。正式には、不動産鑑定につきましては中央総合鑑定所というところが実施をしております。

○議長（市川圭一君）　そうしますと、今の山本鑑定事務所から中央ということですね。あと、再鑑定でいいんですよね。建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　今、御答弁申し上げましたとおり、不動産鑑定につきましては中央総合鑑定所のほうで実施しております。毎年度、年度ごとに時点修正というものも行ってまいりました。その中で、再鑑定というお話ですけれども、この中央総合鑑定所が当初実施した鑑定に基づきまして、買収の価格につきまして採用していきたいというふうに考えております。

○議長（市川圭一君）　ほかにありませんか。８番須藤京子君。

○８番（須藤京子君）　それでは、この土地取得について何点か質問をさせていただきたいと

思います。

ただいまも出ておりました、今ほとんどの土地が取得されている中で、この地区だけが残っていたということで、現時点で土地購入の要望があったという、買い取りの経緯があったということが質疑の中でわかったんですけれども、今回買い取りになった経緯の中で、ではこの地権者ですね。借地希望だった人が買い取りをお願いしたいということに変わったわけですけれども、これは同一人物がそういうことで借地から買い取りというようなことになったのか、この時点で先に計画決定をするときに、全体に、皆さんに土地の提供をそれぞれ回っているというふうに思っておりますけれども、その当時の地権者等は変わっているのかどうか。

そして、変わっていた場合、全地権者の人に、もう初めにここの土地は田宮西近隣公園として用地を市として取得したいのだというふうに言っていたとしたら、売買に当たっては最優先に牛久市に土地を買ってほしいと言っていただけるような関係をつくっておかなければいけなかったというふうに思うんですけれども、この点に関しては用地交渉の段階で、その当時の状況はどうだったのかというので、これは先ほど御答弁いただいた次長はおわかりにならないので、おわかりになっている方に御答弁をいただきたいと思います。

そして、この土地が、今いろんな地権者の方から順次土地を購入しているわけですけれども、先ほどもちょっと問題になっておりましたが、例えばここを西近隣公園として整備していくんだとこういう計画を決定した人が、仮に地権者の中に含まれていた場合に対しては、現在、それはそもそもの計画決定が正しかったのかというような疑念も持たれると思うんですね。それで、私たちはその時々で順次土地購入について案件を知らされるわけですね。だから、この土地はどの方がどういうふうに持っているのかという全容は、この土地購入の際には情報としては知らされていないわけですね。全部の地権者のところを、登記簿謄本をとれば当然わかっていただろうというようなことを言われてしまえば、不明を恥じる以外ないんですけれども、そういう仮に利害関係者のような方がいらっしゃったとしたら、ここにこういうふうな計画を立てたということが正しいと今でも言えるのかどうかということについて、お答えをいただきたいと思います。

それから、不動産鑑定の件についてもう１点、お尋ねをいたします。今、最初のときに鑑定を出されたものに変動率を掛けてという御答弁でした。そもそもの土地、不動産鑑定が正しく行われたのかというような疑問は残りますが、それはそれとしてその変動率ですね。それをどんなふうにどこで誰が決めていって、現在の土地取得の値段になっていったのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君）　ここで暫時休憩いたします。

午前１１時１１分休憩

午前１１時３０分開議

○議長（市川圭一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第５８号の質疑を継続いたします。

答弁を求めます。建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　答弁のほうをさせていただきます。

まず、１点の所有者の関係でございます。今回の田宮西近隣公園につきましては、地元に対し説明会を実施しております。これが、平成２０年の１２月に実施をしてございます。今回お尋ねの土地の所有につきましては、現所有者が平成４年から平成１７年にかけまして売買、それと農地であった部分につきましては条件つき仮登記というようなことで、平成４年から１７年にかけて土地のほうは取得しているというようなことでございます。

２点目ですけれども、近隣公園の区域についての御質問です。この近隣公園につきましては、田宮地区の雨水対策と豊かな水と緑をたたえる貴重な地形を有する優良な自然環境の保全という２つの観点から当該地を選定いたしまして、基本計画、基本設計を経まして、さらに地形などを考慮して区域を決定して、平成２２年３月１７日に都市計画決定をしているところでございます。

それと、土地の不動産の鑑定についてでございます。買収に当たりまして、不動産鑑定を実施しております。先ほど石原議員の御答弁にもお答えしましたように、不動産鑑定につきましては中央総合鑑定所が実施をしております。さらに、毎年度、先ほども時点修正、こういったものを行ってまいりまして、その年度の買収価格単価を決定しているところでございます。

昨年度と今年度の変動率につきましては、変動はゼロ％ということで、価格のほうを今年度の買収価格、こちらのほうを決定させていただいております。

それと、あと先ほど山本不動産鑑定所ということで一部答弁の中でお答えしましたけれども、この山本不動産鑑定所につきましては借地の価格、これを決めるために山本不動産鑑定所に依頼して借地料の価格の鑑定をお願いいたしました。

以上です。

○議長（市川圭一君）　須藤京子君。

○８番（須藤京子君）　それでは、再質問をさせていただきます。

今、地権者は平成１７年までに取得していたということで、計画決定が２２年、この時系列の流れはわかりました。それで、この都市計画決定したその時点で、先ほどの同僚議員の発言の中に地権者が元公職だったことは確認しているというふうに発言をされております。これは、登記簿謄本等で確認をされたということでございました。

そうしますと、その方の役職にもちろんよりますけれども、都市計画決定をする場合、先ほど例えばということで申し上げましたけれども、その地権者の中にこうした方が含まれている場合、例えばこれが庁議などで上がった場合、普通議会でも審議するとき、採決の場合は利害関係者は除斥という立場をとらなければいけない、議場から出なければいけないということになっています。この除斥の対象者というのは、本人、それから２親等以内ということで配偶者、子供、孫ですか。そこぐらいまででございますね。そうすると、庁議などで実はこういうものが取得ということで上げられた場合、都市計画の中で行く行くその土地の購入ということが係ってくる場合、庁議の中ではこうした除斥というようなことまでして、厳密に計画決定に当たる判断をしているのか、その点についてお尋ねをいたします。

それから、先ほど鑑定のほうは中央鑑定ということでございまして、その山本鑑定のほうは借地用の鑑定をしていたということで、まさにこの借地用というのは今回上がってきたというふうな土地というふうになっていると思いますが、中央鑑定と山本鑑定の中で、その辺の鑑定の違いというのは明らかになっている部分があるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君）　建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　２点の御質問にお答えをいたします。

まず、鑑定ですけれども、その違いということでございますが、中央総合鑑定所につきましては、土地を取得するために必要な価格を出していただくということでの鑑定をお願いしています。山本鑑定さんの借地料につきましては、あくまでもその土地を借地、賃料として借地する場合の値段ということでの提示をお願いしています。

それと、今回の議案につきまして庁議等にかけております。今回、取得できる見込みが立ったことから上げたわけですけれども……。

○議長（市川圭一君）　都市計画決定時ということでよろしいですね。

自席のまま暫時休憩します。

午前１１時３７分休憩

午前１１時３８分開議

○議長（市川圭一君）　会議を再開いたします。

建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　大変申しわけありませんでした。

今回の近隣公園の計画決定に当たりましては、都市計画審議会、こちらのほうでその審議を行い、決定をすると。このメンバーの中には、市長がこれは入っていないということでございます。

済みません。訂正をさせていただきます。

こういう計画の中に公職の者が入っている場合、議会に対してそういう御連絡がなかったかということで、その件に関しては御通知のほう、御連絡のほうは差し上げていなかったと認識しています。（「質問の答えが全然違っているんです」の声あり）

○議長（市川圭一君）　答弁者に申します。都市計画決定時の……。（「庁議の」の声あり）答弁を一旦ちょっと整理していただいて答弁してください。

ここで暫時、自席のまま休憩いたします。

午前１１時３９分休憩

午前１１時３９分開議

○議長（市川圭一君）　それでは、再開いたします。

副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君）　御答弁申し上げます。

この都市計画決定の案ですね。そういう案に関しまして、庁議のほうをしております。規定上も、こういう場合に外れるようにはなっておりません。先ほど申しましたように、都市計画審議会、こちらのほうは市長は構成員ではございせん。

以上です。

○議長（市川圭一君）　ほかにありませんか。７番杉森弘之君。

○７番（杉森弘之君）　今までの中で公職にいた人が地権者と大変関係が深い、あるいは地権者であるというお話があったわけですけれども、答弁の中で市長とかいろいろ具体的な名前が出ちゃったので何というふうな表現がいいのか迷うところですが、一応公職にいた人という形で質問をさせていただきます。

質問は、この事業、つまり田宮西近隣公園整備事業の計画が決まった後に、この公職の方が購入した土地というものが今回、市が購入するという土地の中に含まれているのかどうか、ということを一つ質問いたします。

また、この事業の計画が決まった段階だけでなく、これは一応２０１０年３月１７日だというふうに考えるわけですけれども、担当部局あるいは庁議などでこの計画を実際に検討し出したのが、表に出されてきたのはいつだったのか。そしてまた、それ以後にこの公職の方が購入した土地がさらにあるのかどうなのか、このことについて伺います。

そして、もしそれらの検討が始まって以降に購入した土地をその公職の方が市に転売したとなると、これは公職の人がみずからの地位を利用して土地の転売で金もうけをしたということにならないか。言い方を変えると、それはつまり牛久市政治倫理条例の第１条目的のところに、

「いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図らないことを市民に宣言する」とあるわけですけれども、これに違反することにならないのかどうか、執行部の見解を伺います。

もう一つ。これは牛久市長等の政治倫理に関する規則というものがあるわけですけれども、この第１４条に、土地などの取得をした場合はその旨を資産報告としてしなければならないというふうになっているわけですけれども、当時この公職の方はこの資産報告をしていたのかどうなのかお聞きいたします。

そして、もし報告されていたとしたら、このかなりの公職の方が、計画が決まった後に購入した土地を市が購入するということについて、当時の執行部の方々はおかしいと思わなかったのかどうなのか、そのことについて質問をいたします。

○議長（市川圭一君）　建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　前公職にある方が土地を取得した時期ということでございますけれども、今回の都市計画決定が平成２２年３月１７日、また先ほど地元への説明会が平成２２年１２月という時期に、その計画につきまして説明もしてございます。

先ほども御答弁をさせていただきましたけれども、その前公職にある方が土地を取得しているのが平成４年から平成１７年にかけて取得をしているということで、その計画以前に土地を取得しているということでございます。

それで、この計画区域等にある土地、この１１筆について計画前に取得して、それ以後に取得したものについては、ございません。

それと、この事業、公表というかそういう事業があるよという話が表に出た、公表しているというのが、先ほども申し上げました平成２０年の１２月に地元説明会、これを実施しております。こういうところが計画として出ていっているということでございます。

それと、政治倫理条例の資産報告ということですが、こちらについては情報の把握をしておりません。

以上です。

○議長（市川圭一君）　杉森弘之君。

○７番（杉森弘之君）　再度お尋ねしますけれども、説明会ではなくて、市役所内部で担当部局あるいは庁議などでこの問題が、実際に検討が始まったその時期以降にその公職の方が購入した、あるいは転記したそういう土地がなかったのかどうなのか。それは間違いありませんか。

それと、先ほどの報告はあったということですか。資産報告はあったという答弁なのかどうか、ちょっとそのこと。よくわかりにくかったので。

○議長（市川圭一君）　建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　２点の御質問にお答えをいたします。

まず、１点目の計画ですね。近隣公園の計画。こちらにつきまして、平成１９年の１２月に基本構想をつくるための補正予算、こういう予算を計上してございます。この時期に補正予算として計上して、庁内での計画が始まるというようなところでの時期になります。

それと、資産報告につきましては、報告はこちらにはありませんし、把握のほうはしていない。（「していない」の声あり）はい。しておりません。

○議長（市川圭一君）　資産報告は、把握していないということでよろしいんですか。再度、答弁を求めます。建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　再度の答弁で申しわけありませんが、資産報告については把握をしておりません。

以上です。

○７番（杉森弘之君）　１つ答弁漏れがあるんだけれども、１９年に補正予算のお話があったわけですけれども、それがあったとすると実際にこの事業の検討が始まったのはもっと前ということになるわけですけれども、実際に庁議にかかった時期あるいは担当部局でそれの検討が始まったのは、いつからかわかりますか。

○議長（市川圭一君）　建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　ただいまの御質問の庁議等の時期等ですね。こちらにつきましては、調査をした上で、確認をした上で御説明に上がらせていただきたいと思います。

○議長（市川圭一君）　購入した土地ということですよね。（「土地があるかないかというところは、もうちょっと調べてもらって」の声あり）建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　土地の取得につきましては、先ほど御答弁しましたように平成４年から１７年にかけて取得し、それ以降についての取得はございません。

以上です。

○議長（市川圭一君）　ほかにありませんか。１８番利根川英雄君。

○１８番（利根川英雄君）　まず最初に、いろいろ質問があったんですが、十分な答弁ができていないということから言って、今回の議案に対してはまず取り下げるべきだというふうに思うんですが、その点について１点お尋ねします。

それと、今計画の問題がありましたけれども、これは部長のほうから市長という話があったので、前市長ですよね。いつこの近隣公園の指示をされたのか。当然、これは庁議で指示をされているというふうに思うんですが、それについていつ計画を指示されたのかお尋ねをいたします。しっかりメモしておいてください。

それと、私は今回の土地取得に関しては、政治的道義的責任で非常に問題があると思ってい

ます。したがって、今回のこの土地は取得しないで進行することはできないのか。都市計画の変更というのはできますね。そしてまた、その理由については前市長が所有している土地があるということであれば、政治的な道義的な責任ということで都市計画の変更は当然できるというふうに私は考えますが、その点について検討されたのかお尋ねをいたします。

それと、今回の土地の取得等を含めて執行部として何ら問題ないと、正しいという判断で出されたとは思うんですが、本当にそう思っているのかをお尋ねいたします。

それと、今土地の取得の問題が出ましたが、確かに平成４年から１７年はあります。しかし、私どもの調査では平成２１年、そしてまた平成２５年の６月１５日、こういった売買も資料としては、私どもの調査ではあります。したがって、都市計画決定が終わって事業が進んで、平成２５年ですから、当然市長という職にありながらこういう土地を購入するということ自体、これが政治的道義的責任があるということなんです。自分が計画をして指示をしてやってきた都市計画、その中に現職である市長が土地を購入するなんていうことは、あってはならないことです。

こういうことも踏まえて、今回の土地の取得については絶対に問題はないというふうに認識をしているのか、まずその点についてお尋ねをいたします。

それと、今回のこの問題について、私どものほうとしては取り下げる、購入すべきじゃないというふうに考えておりますけれども、３つの選択肢があるというふうに思います。その１つは、購入しないで、この土地を削った形で進めていくということ。そしてまた、もう一つは当然、現職の市長であった時期の問題ですから、土地自体は寄附すべきなんです。そういったことを前市長、池邉市長に、元市長に当然言うべきだというふうに思います。これが２つですね。３つ目は、これは同等の地域をほかに、同等というのは平米ではなくて、金額的に同等の土地の代替地ということで考えられないかと。当然そういうことも考えられるというふうに思うんですが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君）　大きく６点でよろしいですね。答弁を求めます。建設部長八島　敏君。

○建設部長（八島　敏君）　御質問にお答えをいたします。

まず、議案の取り下げということでございます。今回、近隣公園の用地取得として上程をさせていただきました。こちらの公園につきましては、都市計画決定に基づき公園区域としての土地利用の都市計画決定をさせていただいております。そういうことからも土地を取得した上で公園として整備していきたいということから、議案として上程をさせていただきました。

それと、この計画の策定の指示の時期ですか、その庁議等の時期につきましては、これについては調べさせていただいて、御説明させていただきたいと思います。

それと、都市計画の区域の変更について検討したかということでございますけれども、平成

２２年に都市計画決定をしております。その間、事業のほうを進めてまいりましたけれども、その区域の変更につきましては検討をしてございません。

今回の土地、公職にある方を含め１１筆、議案として上程をさせていただきました。公園の土地として順次取得をしてきまして、今回上程した土地につきまして、これを取得することによって公園の区域の取得が完了し、それによって整備をしていくと。当初の目的であります貯水と環境保全というようなところの事業として進めていきたいということから、今回その土地の取得を計上してございます。

それとあと、土地の取得で平成２５年に取得しているものがあるんではないかということでございます。これらの土地につきましては、都市計画決定以前に、平成４年から１７年に土地を取得しております。そのうち、農地につきましては条件つき仮登記ということで、原因はございますけれども、条件つき仮登記という形で謄本にも記載がございます。実質的にその土地の所有がされており、御質問にありました２５年の６月につきましては、農地から農地以外のものになったということで登記のほうがされたというような経過でございます。実質的には、平成１７年以前に取得をしているということで、計画決定以前に取得のほうは実質しているというところでございます。

それと、今回の土地について計画から除く、それと寄附、代替地というような手法の選択という御質問ですけれども、議案に上程いたしましたとおり土地を取得し、近隣公園として整備していきたいという考えでございます。

以上です。

〇議長（市川圭一君）　利根川英雄君。

〇１８番（利根川英雄君）　今の部長の答弁ですと、平成４年から平成１７年ということだったんですけれども、平成２１年の３月２６日にも市長の息子さんですかね、が購入しているんじゃないですか。先ほどの話でいきますと、平成１９年に補正予算を出したと。２０年に現地説明会をやったということですけれども、これらが全部終わってから売買が済んでいるんですよね。こういった問題についても、やはり問題があると。そしてまた、平成２５年の６月１５日ですね、こういった問題についてもやはり市民にとっては同意できる問題ではないと。そんな観点から、私たちはこの議案に対して、この用地購入に関しては絶対的に認めるわけにはいかないという、私たちの会派としては考えております。

それで、さっきの質問の中で答弁になっていないんですが、取得をしないでこの事業ができるかできないのかということ。ここに図面がありますけれども、道路用地はかかっていないんですよね。だから、ここがなくても空き地にしておけば、それなりのものでいくんじゃないですか。見ますと、もうぎざぎざのこぎりみたいになっていますから、そういった方向でも十分

可能ではないですか。それをできないと言うならば、その理由をお尋ねしたいと思います。

　そうなりますと、都市計画の変更ですよね。都市計画の変更、軽微なものは当然国交省に届ければできるわけですよね。そしてまた、その変更の内容自体が政治的な道義的な問題ということを加味すれば、やってできないということでは私はないと思います。それが、やってそういうことはできないというふうな判断なのかどうかお尋ねをいたします。

　それと、３つの選択肢を言ったんですが、前市長の考え方からいけば寄附というのは無理だろうと思いますけれどもね。３つ目の同等の地域の交換という形ですか。区画整理とか道路の買収とかなんかの場合には、用地買収、そしてまた代替地を欲しいという方の意見も聞きながら柔軟に対応しているというふうに思うんですけれども、今回こういう問題になった以上、当然代替地という形も考えられると。そして、そういう方向で市政を変えていってほしい。

　根本市長になって約８カ月ぐらいですか。１０カ月になるんですか。このような汚点をやっぱり残すべきじゃないですよ。もう前市長のこういった問題については、きっぱりと断ち切るためにも最大限、同等の用地を提供して、交換するということをぜひ検討していただきたい。そのためにも、今回はこの議案を撤回して、再度検討していただきたいと思いますが、その点についてお尋ねします。

〇議長（市川圭一君）　建設部長八島　敏君。

〇建設部長（八島　敏君）　今回、上程した土地を取得せずに公園を完成できないかという御質問でございます。この近隣公園の計画において、園路などの公園施設や雨水排水施設の整備に必要な土地であり、雨水調整機能、自然環境の保全など諸条件を踏まえて、都市計画法に基づき公園区域として土地利用の都市計画決定をしてございます。今回の用地を取得した上で、決定に基づき公園区域を整備してまいりたいというふうに考えております。

　先ほど御質問の中にありました元公職者の方の親族、御家族の方が２１年３月に土地を取得しているということでございますが、こちらにつきましてはそのとおりでございます。

　以上です。

〇議長（市川圭一君）　副市長滝本昌司君。

〇副市長（滝本昌司君）　それでは、私のほうからこの議案の撤回の件について御答弁申し上げます。

　るる今までいろいろな御質問がございました。その中で、道義的責任とか政治的責任というお話が出ております。そういったものがあるかどうかということは、先ほど政治倫理条例等も出ておりましたけれども、そういったものが、言葉はちょっときついかもわかりませんけれども、確定ではない。要するに、そこに該当しているという判断をする材料が現時点ではないというようなことで、そういった流れの中で説明してきております都市計画決定なり、それぞれ

の市の代表者がかわってきておりますけれども、行政としてそれだけの手続を踏んで行ってきた事業でございます。

この時点において、先ほど都市計画決定の変更とかというお話もございましたけれども、以前、これにつきましては、私がちょっと知る限りでございますけれども、都市計画決定の変更を試みたときがございます。この土地についてではございません。近隣の土地でございます。そういったことがある中で、県との協議の中でそれは難しいだろうと、理由が立たないという話の中で都市計画決定が変更なされなかったというような状況もございます。そういった流れの中で、この土地を疑問と疑念とかいろいろあるかもしれませんけれども、継続性という行政体として手続を踏んで行ってきたという流れの中で、今回この売買について議会に提示してお願いしているというような状況でございますので、現時点での撤回ということはないものと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君）　代替地での検討はというふうな質問があったと思いますが。副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君）　失礼しました。

もう１点、代替地の件でございますけれども、この用地取得に当たりまして、一般的な話でございますけれども、当然所有者の方の意思が尊重されます。こちらから代替地にしてくれとか寄附してくれとかといったようなことは、当然持ちかけることはございません。今回、この案件を出させていただいているということは、本人の方が売りたいという意志表示をなさっておりますので、それを無視してまでどうのこうのというような強制的な話は、行政としてはできないものと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第５８号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５９号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第５９号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第６０号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第６０号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第６１号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第６１号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第６３号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第６３号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第６４号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第６４号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第１３、議案第６５号を議題といたします。

――――――――――――――○――――――――――――――

議案第６５号　土地取得について

○議長（市川圭一君）　提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君）　現在、上程しております議案に加え、本日１件の追加議案を上程いたします。

議案第６５号は、土地取得になります。

本件は、仮称ひたち野うしく中学校を建設するための用地を取得するものであります。

○議長（市川圭一君）　以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第６５号についての質疑を許します。１１番池辺己実夫君。

○１１番（池辺己実夫君）　議案第６５号、ひたち野うしく中学校整備事業を目的とした土地取得の議案に対して質問いたします。

初めに、豊田市の例をちょっと挙げたいと思います。豊田市が中学校用地として購入した土地の土壌から有害物質が検出された問題で、市は売り主の市内の飯野施業森林組合を相手取り約４億４，０００万円の損害賠償を求める訴訟を起こす関係議案を開会の１２月議会に提案。可決後、翌年の１月にも名古屋地裁岡崎支部に提訴する。市は土地購入費のほか、土地の地質、水質調査費用計４，７００万円も賠償請求額に含める。また、土地売買契約の解除に基づく抹消手続も求めたという例もあります。

そこで、５月２７日付で市長宛てに提出した、ひたち野うしく地区の中学校建設候補地に関する土地汚染検査の実施の要望について、回答をいまだにいただいておりませんが、要望の内容の検討及びそれに関した回答はどのようになっていますか。

○議長（市川圭一君）　教育部長川井　聡君。

○教育部長（川井　聡君）　ただいまの池辺議員の御質問にお答えをいたします。

５月２７日付でひたち野地区の中学校建設候補地に関する土壌汚染検査実施の要望という形で、市議会議員、創政クラブ及び無所属という方で、９名の議員さんの連名で要望書を確かに受け取っているところでございます。

回答をいただいていないということでございましたが、今回の定例会２日目の柳井議員、こちらも今回の要望書に名前を連ねているわけですが、から一般質問の中でこの要望と同様の御質問をいただき、私のほうで農場跡地全体の調査を行っていくというような答弁をさせていただいていることから、それが回答であるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君）　池辺己実夫君。

○１１番（池辺己実夫君）　次に、８日の同僚議員の一般質問について中学校建設候補地の土壌調査を行うこと、またその調査項目は農薬に関する第３種特定有害物質について行うという執行部の御答弁でした。そこでまず、さきの駐車場を整備する際に行った２カ所の調査項目は、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質全てでしたが、今回は第３種特定有害物質のみに限定した理由と根拠をお尋ねいたします。

また、特定有害物質全てを調査した場合にかかる経費と日数、及び第３種特定有害物質のみを検査した場合にかかる経費と日数をお聞かせください。

最後に、その土壌の検査をいつ行うのか。土地取得前に行うのか、土地取得後なのか。もし、土地取得後に行い、仮に残留農薬等が見つかった場合には、市としてどのような対応をするのか。例えば、土壌改良などを行う場合に発生するであろう費用負担も含めてお考えをお聞かせください。

○議長（市川圭一君）　教育部長川井　聡君。

○教育部長（川井　聡君）　それでは、ただいま４点になろうかと思いますが、御質問にお答えをしていきたいと思います。

まず、１つ目ですが、今回調査を行うと申し上げた調査の内容の中で、第３種特定有害物質のみに限定した理由と根拠ということでございますが、こちらにつきましては５月の臨時会、それから今回の柳井議員の御質問にもお答えをいたしましたが、不安を持っている市民の方がいらっしゃると。それは、タキイ農場跡地が農薬をたくさん使ったからではないかというような御質問であったというふうに私どもは認識しているところでございます。今回、事前に行いました２カ所の調査につきましては、土壌汚染対策法に基づく調査ということで第１種特定物質である揮発性のガス、それから第２種特定物質である重金属等、そして第３種特定物質である農薬、ＰＣＢを含むものでございますが、それらを調査する調査であったということでござ

います。

本来であれば、これも以前申し上げましたが、そもそもこういった調査を行う特定施設ではないところであるわけですので、全くそういった調査をしなくてはいけないという根拠は、逆に言えばないわけなんですね。ただ、一方で議員の皆様から心配している市民の方がいらっしゃいますというお言葉をいただいている以上、我々行政といたしましてもそういった不安の払拭に努める、これは当然責務であるということがありましたので、調査を行うということをお話ししたわけでございます。

話がもとに戻りますが、タキイ農場ということで種苗会社が種をつくるために農薬を使っていたということでございますので、今回その有害物質の農薬部分の調査をすることでそういった不安を払拭できるだろうということで、第３種特定物質の調査を行いたいということで発言をさせていただいたところでございます。

２点目の有害物質全てを調査した場合の経費と日数及び３種特定有害物質だけをした場合の経費と日数ということでございますが、事前に調査をしました全ての調査をした場合、１カ所当たり、これは見積もりベースでございますが、約２０万円でございました。実際２カ所をやった際には、調査から分析、結果報告まで約二十日から１カ月ぐらいかかったかなと思います。

一方で、第３種特定物質のみの場合には、現在見積もりを業者さんのほうに依頼しているところでして、具体的にはまだはっきりはしておりませんが、インターネット等で調べてみますと大体分析費用だけで１カ所当たり５万円ぐらいはかかるであろうと。そのほかに採取費用だったり、調査の結果をまとめる費用等が入ってきますので、そういったものも加算されるということで、多分２００万円から３００万円ぐらい。全部をやった場合には、７００万円から１，０００万円程度。期間に関しましても、全部やりますと３カ月程度は最低でもかかるんではないか。この辺につきましては、まだ確実に業者さんと打ち合わせをしておりませんので、あくまでも推測でありますので、その点御留意をいただければと思います。

それから、３番目の質問で、いつ行うのかということでございますが、今申し上げましたとおり既に業者さんとは打ち合わせをしているところですが、来週に見積もりが上がってまいります。その費用によっては、発注の方法が入札になるのか、もしくは随意契約になるのかということで、事務的な日数が相当数かかった上で、仮に入札等で、もしくは随意契約等で契約した後に３カ月等は最低でもかかるのかなというふうに考えられるというところでございます。

いずれにしましても、せんだって答弁をさせていただきましたように、見積もり等が上がり次第、事務手続を進めてまいるということで考えております。

そして、最後でございますが、土地取得後に汚染物質が見つかった場合という仮のお話でございますが、今回候補地としてタキイ種苗農場跡地を候補地として挙げる段階から、既に残留

農薬のお話はいただいていたということはこの前の答弁でも申し上げましたが、そういったものの不安といいますか、お声をいただいていたということがあり、タキイさんと交渉に入る以前に、実際にひたち野うしく小学校の仮設の駐車場をつくるというときに、あえてお願いをして調査をさせていただいたと。それと、当時この農場で使っていた農薬についても聞き取りをさせていただいて、一般の市販されている農薬しか使っていないこと、そしてその農薬のリストは全ていただいております。そういったものも私、直接調べまして、全て市販されていることも確認しておりますので、前提として、これも前に申し上げましたが、そういった残留農薬の心配はないということがまず前提にありますので、最後の御質問に関しては土壌改良をするだとかどうするということは、現時点では全く考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で議案第６５号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第１４、決議案第２号を議題といたします。

―――――――――――――○―――――――――――――

決議案第２号　ひたち野地区の中学校建設用地（タキイ種苗跡地）に係わる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議について

○議長（市川圭一君）　提案者に提案理由の説明を求めます。１９番山越　守君。

〔１９番山越　守君登壇〕

○１９番（山越　守君）　決議案第２号でありますが、案の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

決議案第２号、ひたち野地区の中学校建設用地（タキイ種苗跡地）に係わる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議（案）

ひたち野地区に新設する中学校用地として、本市が購入を予定している「タキイ種苗跡地」については、かつて農薬が使用されていた関係で、平成２８年5月１７日に開催された全員協議会や同年5月１９日の臨時議会において、執行部に対して「残留農薬等及び放射能」に関する質疑が出された。

教育部長からは、「当該地で使用されていた農薬は全て法令等の安全基準に基づくものであったので、問題はないと考えている」との答弁があった。

その一方で、同部長からは、「当該地に係わる残留農薬等については、議会の要請があれば再調査もやぶさかではない」との発言もあった。

そこで、執行部においては、当該地の残留農薬等及び放射能を再調査される様、求める次第である。

又、新設される中学校の概要及び当該地の残留農薬等について、改めて地域住民に対する説明会を開催される様、併せて求める次第である。

以上、決議する。

以上であります。

○議長（市川圭一君）　以上で１９番山越　守君の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第２号の質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　以上で決議案第２号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第５２号ないし議案第６１号、議案第６３号ないし議案第６５号の１３件、及び決議案第２号の１件については、会議規則第３７条第１項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会に付託いたします。

平成２８年第２回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

議案第５２号　牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第５３号　牛久市土地開発基金条例の一部を改正する条例について

議案第５７号　平成２８年度牛久市一般会計補正予算（第２号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第６３号　工事請負契約の締結について

請願第　３号　「まもなく４０年を迎える東海第２原発の２０年延長の申請をしないように求める意見書」提出の請願書

◎教育民生常任委員会

議案第５４号　牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第５５号　牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５６号　牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第５７号　平成２８年度牛久市一般会計補正予算（第２号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第６０号　稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について

議案第６１号　稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について

議案第６４号　工事請負契約の締結について

議案第６５号　土地取得について

決議案第２号　ひたち野地区の中学校建設用地（タキイ種苗跡地）に係わる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議について

◎産業建設常任委員会

議案第５７号　平成２８年度牛久市一般会計補正予算（第２号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第５８号　土地取得について

議案第５９号　工事請負契約の変更について

平成２８年度牛久市一般会計補正予算（第２号）各常任委員会付託事項

第１条　第１表　歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
14 国庫支出金	2 国庫補助金		2 民生費国庫補助金	
15 県支出金	2 県補助金		1 民生費県補助金 5 教育費県補助金	3 農林水産業費県補助金
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金		

第１条　第１表　歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 1. 一般管理費 9. 電子計算費	(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費 (目) 3. 教育指導費	(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費 (目) 4. 畜産業費

第2条　第2表　債務負担行為補正　総務常任委員会

○議長（市川圭一君）　つきましては、各常任委員会において受託案件を審査終了の上、来る１７日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第１５、休会の件を議題といたします。

――――――――――――○――――――――――――

休会の件

○議長（市川圭一君）　お諮りいたします。

休日委員会審査及び議事整理のため、あす１１日から１６日までの６日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君）　御異議なしと認めます。よって、あす１１日から１６日までの６日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後０時２８分散会